

西川町産業振興複合施設指定管理者募集要項

西川町産業振興複合施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、西川町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、同施設の管理運営業務を行う指定管理者を次のように募集します。

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 西川町産業振興複合施設
- (2) 施設の所在地 西川町大字間沢 300 番地 1
- (3) 施設の設置目的 本施設は、西川町の未来を育むまちづくり拠点として地域のにぎわいの創出と稼ぐ地域社会の構築に寄与することを目的とする。
- (4) 施設の規模
 - ア 建物構造 鉄筋コンクリート造（一部木造・鉄骨造）
 - イ 延床面積 881 m²
 - ウ 施設範囲 建物及びその附帯設備並びに敷地

2 業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりです。運営業務の詳細は別添「指定管理者業務基準」に定めるとおりです。また、業務を一括して第三者に委託することはできません。

- (1) TRAS の施設等の維持管理に関する業務
- (2) TRAS の運営に関する業務

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（5 ヶ年）とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 応募資格

- (1) 法人格等
 - ① 法人その他の団体であること。
 - ② 施設の管理運営に必要な組織体制及び財務基盤を有すること。
 - ③ 代表者及び役員等が法令を遵守し、適正な運営を行うことができる者であること。
- (2) 運営能力
 - ① 施設管理運営の実績又はこれに類する事業の実績を有すること。
 - ② コワーキングスペース、シェアオフィス、交流施設、地域活性化施設その他これらに類する施設の運営経験を有することが望ましい。
 - ③ 利用者サービスの向上及び施設利用促進に関する提案能力を有すること。
 - ④ シェアキッチンの運営に必要な許認可等を指定期間開始日までに取得することが可能であること。なお、取得に係る費用は指定管理者の負担とする。
- (3) 産業振興及び地域活性化への取組
 - ① 町内企業、団体、教育機関、行政機関等との連携事業の実績を有すること。
 - ② 交流人口及び関係人口の創出・拡大に資する事業を企画及び実施できること。
 - ③ 地域住民、事業者及び関係機関との協働による事業展開が可能であること。
- (4) 人員体制
 - ① 施設の管理運営に必要な人員を継続的に確保できること。
 - ② 利用者対応、施設管理及び事業企画に従事する責任者を配置できること。
 - ③ 緊急時に迅速な対応が可能な体制を構築できること。
- (5) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募することができない。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 町税その他公租公課を滞納している者
- ③ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続中の者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

- ④ その他、町長が指定管理者として不適当と認める者

5 公募に関するスケジュール

(1) 「募集要項」の配布

ア 配布日時 令和8年9月16日(水)～令和8年10月16日(金)(土曜日及び日曜日を除く)の8時30分から17時まで

イ 配布場所 「問い合わせ先」に記載する場所、また、町のホームページから入手できます。

(2) 現地説明

ア 申込方法 希望する場合「11 問い合わせ先」へご連絡ください。

(3) 公募に関する質問

ア 受付期間 令和8年9月16日(水)8時30分から令和8年10月16日(金)17時まで、質問(別紙1)に質問事項を記入のうえ、「11 問い合わせ先」に提出してください。

イ 回答方法 質問票受付後、FAX等で回答します。

(4) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和8年9月16日(水)～令和8年10月16日(金)(土曜日及び日曜日を除く)の8時30分から17時まで

イ 提出書類 申請書類の種類、提出部数は「6 申請書類」に記載のとおりです。

ウ 提出方法 「11 問い合わせ先」まで郵送又は持参してください。尚、持参の場合は8時30分から17時までとし、郵送の場合は簡易書留郵便等の確実な方法により令和8年10月10月14日(水)まで必着とします。また、提出書類は返却しません

(5) 審査委員会

10月に審査委員会を開催し、プレゼンテーション形式での審査を行いますのでご出席ください。審査基準は「7 審査基準」のとおりです。審査委員会の日程等は後日申請者にお知らせします。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年12月中に申請者全員に通知するとともに公表します。

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

令和8年12月議会の議決を経て指定を行い、協定の内容協議が整いしだい包括協定を、令和9年4月1日付けで年度協定を締結します。

6 申請書類

(1) 申請書類

ア 指定管理者の指定申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 添付書類

- ・ 法人又は団体の定款、寄付行為若しくは規約及び登記簿謄本又はこれらに準じる書類
- ・ 申請書の日の属する事業年度より前3ヵ年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録。
- ・ 法人等の役員の名簿及び履歴書
- ・ 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

(2) 提出書類

正本1部及び副本4部

7 審査基準

指定管理者の選定は、「西川町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第4条に定める基準に基づき、申請の内容を総合的に審査し候補者を選定します。具体的な審査の項目は次のとおりです。なお、審査は審査委員会を設置して行います。

(1) 施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画の内容が、施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画に沿った施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類
共通事項	施設の設目的と管理運営方針	・町が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (運営方針)
	施設の管理運営に係る経費の内容	・町が示す経費の上限額を下回っているか。 ・各申請者の経費見積額の比較	事業計画書 (収支計画書)
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。	事業計画書 (収支計画書) (事業企画書)
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・生活弱者等へ配慮しているか。 ・事業計画に偏りがいないか。	事業計画書 (運営方針) (事業企画書)
事業計画書の内容が、施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができる。	利用者の増加を図るための具体的手法と期待される効果	・広報計画の内容は適切か。 ・利用拡大の取組内容は十分か。 ・地域、関係機関等との連携は十分か。	事業計画書 (事業企画書) (実施体制表)
	サービス向上を図るための具体的手法と期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要領で示した内容への提案は適切か。 ・自主事業の企画は、町の意図しているものと合致しているか。 ・施設の機能や設備を十分に活用しているか。	事業計画書 (事業企画書)
	施設の維持管理の内容、適確性及び実現可能性	・町が求める管理の基準に合致しているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理、個人情報保護への取組みは十分か。	事業計画書 (運営方針)
	施設の維持管理の効率性	・維持管理は効率的に計画されているか。	事業計画書 (収支計画書)
事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・有資格職員は充足しているか ・職員の採用、確保方策は適切か ・職員の育成、研修体制は十分か	事業計画書 (実施体制表) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書
	安定的な運営が可能となる経営的基盤	・申請者の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	会社概要 定款 登記簿謄本 財務諸表

8 町が支払う委託料の上限額

指定期間中に町が支払う管理経費の額（５年分）は 千円を上限とします。また、各年度の概算額は次のとおりです。

- ・ 令和９年度 16,160,000 千円
- ・ 令和１０年度 16,160,000 千円
- ・ 令和１１年度 16,160,000 千円
- ・ 令和１２年度 16,160,000 千円
- ・ 令和１３年度 16,160,000 千円

尚、実際に支払われる経費は上記概算額ではなく、各年度の予算編成において確定することとなります。

9 協定に関する事項

指定管理者の指定と同時に、指定管理者と協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定める「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結します。

(1) 包括協定

ア 締結予定時期 協議が整い次第速やかに締結します。

イ 協定書に記載する事項

- ・ 指定期間に関する事項
- ・ 事業計画に関する事項
- ・ 管理の基準（開館時間、休館日等）に関する事項
- ・ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ・ 事業報告（添付書類を含む）に関する事項
- ・ 町が支払うべき管理費用及び支払い方法に関する事項
- ・ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ・ 情報公開、個人情報保護に関する事項
- ・ 事務の引継ぎに関する事項
- ・ その他

(2) 年度協定

ア 締結時期 令和9年4月1日

イ 協定書に記載する事項

- ・ 当該年度の事業の実施に関する事項
- ・ 町が支払うべき管理費用及び支払い方法に関する事項
- ・ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項

10 その他

(1) 応募に関する費用は申請者の負担とします。

(2) 申請書類には虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(4) 事業報告・業務報告等

毎年度事業報告を、また、必要に応じて業務報告を提出していただきます。報告時期等の詳細については、協議のうえ決定します。

(5) 指定の取消し等

町長は、指定管理者が指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11条に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

11 問い合わせ先（募集要項の配布場所及び提出先）

(1) 担当課 かせぐ課 商工係

(2) 住 所 〒990-0792 西川町大字海味 510 番地

(3) 電 話 0237-84-0574

(4) F A X 0237-74-2601

(5) E-mail: kasegu@town.nishikawa.yamagata.jp

別紙 1

西川町役場 かせぐ課商工係 あて
(FAX0237-74-0574)
(E-mail: kasegu@town.nishikawa.yamagata.jp)

西川町産業振興複合施設指定管理者選定 質問票

1 質問事項	2 具体的な内容	3 回答

4 団体名	
5 所属・担当者名	
6 F A X	
7 T E L	

質問提出期限 令和8年10月14日(水) 17時必着

指定管理者の指定申請書

令和 年 月 日

西川町長 菅 野 大 志 殿

申請者

所 在 地

名 称

代表者氏名

西川町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 3 条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称 西川町産業振興複合施設

事業計画書

- 1 西川町産業振興複合施設の設置目的を踏まえた施設管理の基本方針
施設管理の基本的な考え方を記載
- 2 西川町産業振興複合施設内取扱い製品の製造・販売業務計画
どのようにして製品を製造・販売していくのかを記載
- 3 西川町産業振興複合施設内販売物の仕入れ、流通調整計画
どのようにして仕入れ、流通調整を行っていくのかを記載
- 4 西川町産業振興複合施設利用促進事業と広報活動等計画
どのようにして利用促進を図り、広報していくのかを記載
- 5 西川町産業振興複合施設の職員配置計画及び管理運営体制
配置職員人数、指揮命令系統などを記載
- 6 年度別事業実施計画及びスケジュール（5ヵ年分）
5カ年にわたる施設・設備の維持管理計画や活用計画等を記載
- 7 年度別収支計画書（5ヵ年分）
年度毎の収支計画（積算根拠を含む）を記載
- 8 情報公開及び個人情報に関して講ずる措置
情報公開や個人情報保護に対する基本的な考え方を記載